
総則編

平成 20 年 3 月改訂

平成 22 年 11 月一部見直し

平成 24 年 10 月一部見直し

平成 27 年 3 月一部見直し

平成 31 年 3 月一部見直し

令和 3 年 3 月一部見直し

令和 5 年 6 月一部見直し

小松市防災会議

第1章 総則

第1節 計画の策定方針	頁
第1 計画の目的	総則 1
第2 計画の位置づけ及び基本方針	総則 1
第3 計画に定める事項	総則 1
第4 計画の構成	総則 2
第5 計画の修正	総則 2
第6 用語の意義	総則 2
第2節 業務の大綱	
第1 防災上の責務	総則 4
第2 防災に関する組織体制	総則 5
第3 防災関係機関の事務又は業務の大綱	総則 6
第3節 事前措置及び応急措置等	
第1 市長の事前措置及び応急措置	総則 13
第2 市の委員会及び委員等の応急措置	総則 13
第4節 市域特性と過去の災害履歴等	
第1 自然条件	総則 14
第2 社会条件	総則 15
第3 災害の履歴	総則 16
第4 地震被害の想定による市域の危険性	総則 23
第5節 防災ビジョン	
第1 防災ビジョンの理念	総則 30
第2 防災ビジョンの基本目標	総則 30
第3 防災施策を推進する上での重視事項	総則 30

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

小松市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、小松市防災会議が作成する計画であり、小松市、石川県及び防災関係機関や公共団体その他市民がその有する全機能を有効に發揮し、市域における防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を実施することにより、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ及び基本方針

1 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条の規定、中央防災会議の作成する「防災基本計画」及び「石川県地域防災計画」に基づき、市域における防災活動全般の効果的かつ具体的な実施を図るため、小松市防災会議が作成するものである。

2 基本方針

「小松市いのちを守る防災・減災推進条例」並びに「健康なこころとからだ・健全な地域社会を育む条例」の基本理念の下、小松市、市域に係る防災関係機関、市域に所在する事業者及び市民がそれぞれ全機能を有効に發揮し、相互に協力して防災対策に万全を期すとともに、防災基盤の整備推進に努める。

第3 計画に定める事項

- 1 「災害に強い安全なまちづくり」を推進するうえでの中長期的・総合的な防災ビジョンの明示
- 2 小松市及び市域に係る防災に関し、市及び市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 3 市域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 4 市域に係る災害に関する前項に掲げる措置に関する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 5 前各項に掲げるもののほか、市域に係る防災に関し、小松市防災会議が必要と認める事項

第4 計画の構成

この計画は次の5編から構成する。

- 1 総則編
- 2 地震災害対策編（地震）
- 3 津波災害対策編（津波）
- 4 一般災害対策編（風水害、土砂災害、雪害、原子力、その他大規模事故等）
- 5 資料編

第5 計画の修正

この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、国の防災基本計画及び石川県地域防災計画に抵触しない範囲で小松市防災会議においてこれを修正する。

第6 用語の意義

この計画において掲げる用語の意義は、次に示すところによる。

1 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、原発事故、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定められた原因により生ずる被害をいう。

2 感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。

3 防災関係機関

指定行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

4 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定められた行政機関で、この計画では、次の機関をいう。
中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）、近畿中部防衛局（小松防衛事務所）

5 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に定められた公共機関で、この計画では、次の機関をいう。
日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客

鉄道株式会社（金沢支社小松駅）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支店）、KDDI株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（北陸西支店）、北陸電力株式会社（小松支店）及び北陸電力送配電株式会社（小松配電部）、株式会社NTTドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、楽天モバイル株式会社（金沢支店）、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

6 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に基づき石川県知事が指定した機関で、次をいう。

北陸鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、小松ガス株式会社、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定められた公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では、次をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等、商工会議所、商工会等、一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関、危険物関係施設の管理者

8 要配慮者

災害対策基本法（第8条第2項第15号）に定義される「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」をいう。

具体的には、災害発生前の備え、災害発生時の避難行動、避難後の生活などの各段階において、支援等を必要とする高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、外国人等を想定する。

第2節 業務の大綱

第1 防災上の責務

1 小松市

小松市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震をはじめとする各種災害から保護するため、石川県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。また、市民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

なお、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として災害救助にあたる。

2 石川県

石川県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震をはじめとする各種災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、広域的、総合的な実務処理を行うとともに、小松市が行う防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その業務に関わる防災活動を実施するとともに、小松市が行う防災に関する事務又は業務の実施が円滑に行われるよう、その所掌事務において、勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 自衛隊

都道府県知事等法令で定める者から災害派遣要請を受けたとき、部隊等の派遣の必要な有無を判断し、部隊等を派遣する適切な措置を行う。また、地震及び他の災害に際し、その事態が特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合、要請を待たずに部隊等を派遣する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に関わる防災活動を実施するとともに、小松市が行う防災に関する事務又は業務の実施が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、平常時から災害の予防に関わる整備を図るとともに、市及び他の防災関係機関が行う防災活動に協力する。

7 市民

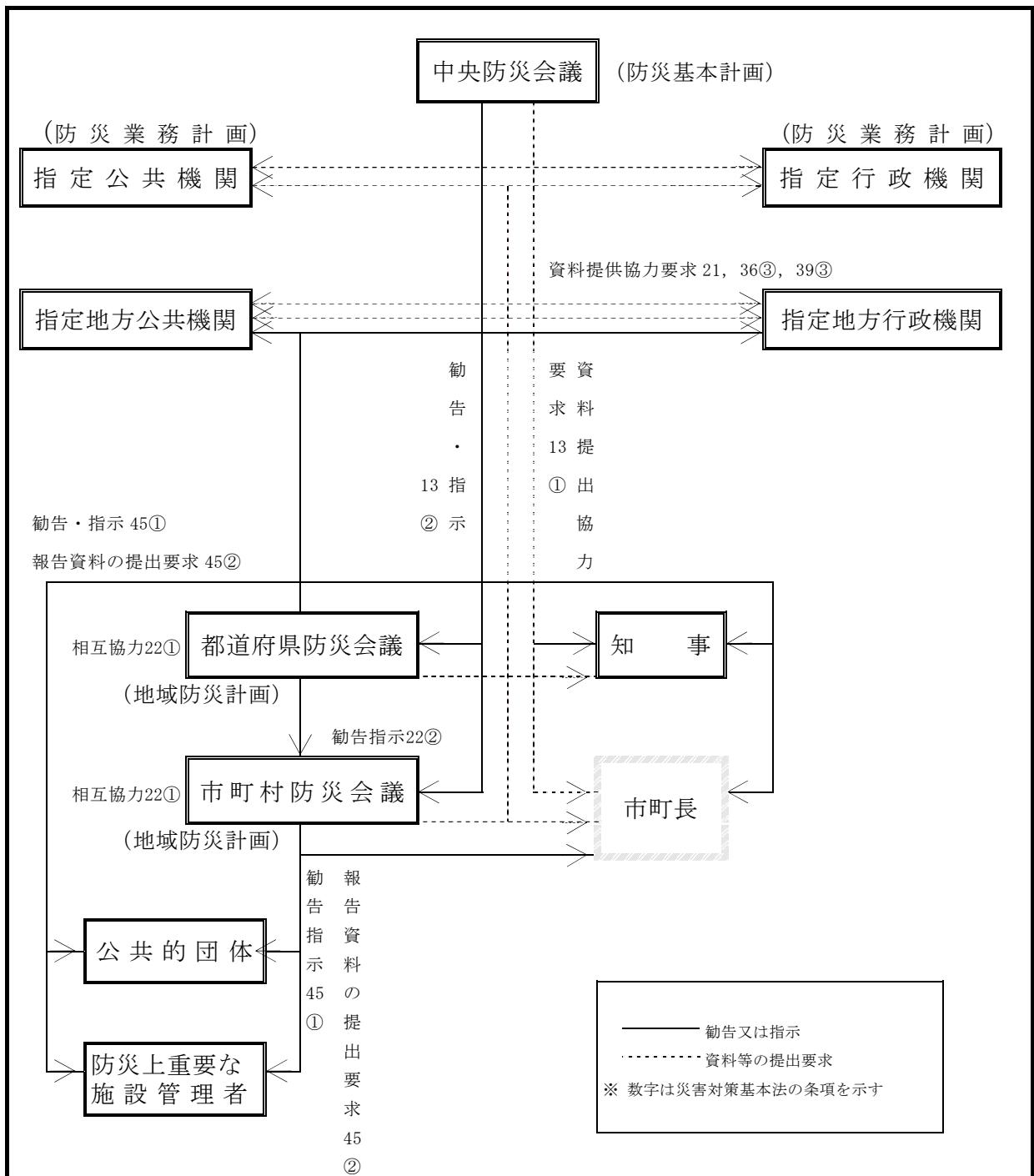
市民は、「自らの命は自ら守る」という意識の下、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主防災組織等の自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するよう努める。

第2 防災に関する組織体制

防災対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関並びに公共的団体は、それぞれの所掌事務の遂行について相互に協力し、総合的な防災組織の確立を図る。

なお、災害対策基本法で規定される勧告又は指示、資料等の提出要求等の法定事項の観点からみた諸機関の関係は、次のとおりである。

「勧告又は指示並びに資料等の提出要求の関係」



第3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 小松市

機関の名称	事務又は業務の大綱
小松市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小松市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する施設・設備の計画的な整備 (4) 防災教育及び訓練並びに防災思想・知識の普及 (5) 災害に関する情報の収集及び伝達 (6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表・発令、市民等への伝達及び誘導 (7) 要配慮者施策の推進 (8) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護対策 (9) 災害の防ぎよと拡大防止のための措置 (10) 災害応急・災害復旧用資材の確保 (11) 災害時における緊急道路、緊急輸送道路の確保 (12) 災害に関する広域市町村間の相互応援協力 (13) 防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整 (14) 災害時における文教対策、保健衛生等の緊急対策 (15) 市の管理する施設が被災した場合の応急対策及び復旧対策 (16) 被災施設の復旧及び被災産業に対する融資対策 (17) 防災ボランティアの受け入れ態勢の整備 (18) 自主防災組織の育成指導

2 石川県

機関の名称	事務又は業務の大綱
石川県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること (2) 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること (3) 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること
小松警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の治安、交通整理及び警察管理施設の防護に関すること (2) 災害時の住民等の避難及び人命救助に関すること (3) 警察装備資器材の確保に関すること (4) 災害情報の収集及び広報活動に関すること
南加賀土木 総合事務所	土木関係全般の災害対策に関すること
南加賀保健福祉 センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の医療、防疫及び衛生管理に関すること (2) その他、保健衛生関係の災害対策に関すること
小松県税事務所	災害時における県税の特別措置に関すること
南加賀農林総合 事務所	農林関係事業全般の災害対策に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること (2) 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (5) 情報の収集及び連絡に関すること (6) 津波警報等の伝達に関すること
北陸財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること (3) 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関すること (4) 提供、使用可能な国有財産の情報提供に関すること (5) 国有財産の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること (6) 災害等発生時における国有財産の無償貸付等に関すること
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整に関すること (2) 関係職員の派遣に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること
北陸農政局	(1) 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること (2) 災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること (3) 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること (4) 災害金融についての指導に関すること (5) 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること
近畿中国森林管理局	(1) 森林治水による災害予防に関すること (2) 保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること (3) 災害時における木材（国有林）の供給に関すること
中部経済産業局	(1) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること (2) 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること (3) ライフラインの早期復旧に関すること
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること
北陸信越運輸局	災害時における車両調達のあっせん及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶調達等のあっせんに関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	(1) 梶川の直轄区域内における河川管理に関すること (2) 梶川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること (3) 梶川の直轄区域の水防警報に関すること (4) 梶川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること (5) 土砂災害緊急情報の発表等に関すること (6) 小松直轄区域内の海岸工事に関すること (7) 小松直轄区域内の水防警報に関すること (8) 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること (9) 国が行う海洋汚染の防除に関すること (10) 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること (11) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること
大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関すること (2) 災害時における航空についての措置に関すること
東京管区気象台 (金沢地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること (5) 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をすること (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
第九管区海上保安本部 (金沢、七尾海上保安部)	(1) 海上における災害予防に関すること (2) 海上における災害応急対策に関すること (3) 避難者、物資の輸送等救援活動に関すること
北陸総合通信局	災害時における非常通信の確保に関すること
石川労働局	災害時における産業安全に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 災害時における廃棄物に関すること
国土地理院 (北陸地方測量部)	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること (2) 災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること (3) 災害時等における地理情報システムの活用に関すること (4) 災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること
近畿中部防衛局 (小松防衛事務所) 自衛隊	(1) 災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること (2) 災害時における応急復旧活動に関すること (3) 要請に基づく人命又は財産の保護のための部隊の派遣に関すること

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (北陸支社)	(1) 災害時における郵便業務の確保に関すること (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
西日本旅客鉄道 株式会社 (金沢支社小松駅)	(1) 鉄道施設の防災管理に関すること (2) 災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること
日本貨物鉄道 株式会社 (金沢支店)	災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関すること
西日本電信電話 株式会社 (金沢支店)	
KDDI 株式会社 (北陸総支社)	
株式会社 NTT ドコモ (北陸支社)	
エヌ・ティ・ティコ ミュニケーションズ 株式会社 (北陸営業支店)	(1) 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること
ソフトバンク 株式会社 (地域総務部(北陸))	
楽天モバイル 株式会社 (金沢支店)	

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行 (金沢支店)	災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること
日本赤十字社 (石川県支部)	(1) 災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関すること (2) 義援金品の募集及び配分に関すること (3) 日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること (4) 輸血用血液の確保・供給に関すること (5) 救護所の開設に関すること
日本放送協会 (金沢放送局)	(1) 気象等予警報の放送に関すること (2) 災害時における広報活動に関すること
中日本高速道路 株式会社 (金沢支社)	(1) 高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施に関すること (2) 災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること (3) 高速自動車道の早期災害復旧に関すること
日本通運株式会社 (北陸西支店)	災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること
福山通運株式会社 (金沢支店)	
佐川急便株式会社 (北陸支店)	
ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)	
北陸電力株式会社 (小松支店) 及び北 陸電力送配電株式会 社 (小松配電部)	(1) 電力施設の防災対策に関すること (2) 災害時の電力需給確保及び災害復旧に関すること
イオン株式会社	災害時における物資の調達・供給確保に関すること
ユニー株式会社	
株式会社セブン-イ レブン・ジャパン	
株式会社ローソン	
株式会社 ファミリーマート	
株式会社 セブン&アイ・ホー ルディングス	
北陸鉄道株式会社	災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関すること
IRいしかわ鉄道 株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関すること (2) 災害時における鉄道による人員の輸送に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社北國新聞社	災害時における広報活動のこと
株式会社 中日新聞北陸本社	
北陸放送株式会社	
石川テレビ放送 株式会社	
株式会社テレビ金沢	(1) 気象等予警報の放送のこと (2) 災害時における広報活動のこと
株式会社 エフエム石川	
北陸朝日放送 株式会社	
公益社団法人 石川県医師会	(1) 医師会救護班の編成及び連絡調整のこと (2) 災害時における医療救護活動のこと
公益社団法人 石川県看護協会	災害時における看護活動のこと
石川県治水協会	河川、海岸、水防及び災害復旧事業のこと
一般社団法人 石川県エルピーガス 協会	
小松ガス株式会社	(1) 災害時におけるガス施設の応急復旧のこと (2) 災害時におけるガスの安定供給の確保のこと
一般社団法人 石川県歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動のこと
公益社団法人 石川県薬剤師会	災害時における薬剤師活動や医薬品供給のこと
公益社団法人 石川県栄養士会	災害時における栄養管理のこと

5 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧のこと
医療施設管理者	(1) 避難用設備等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容保護のこと (3) 災害時における負傷者等の医療救護のこと
小松能美建設業協会	市との協定に基づく支援活動のこと
小松管工事協同組合	市との協定に基づく支援活動のこと

機関の名称	事務又は業務の大綱
石川県建設 コンサルタント協会	市との協定に基づく応急調査業務に関するこ
石川県 測量設計業協会	
石川県 地質調査協会	
危険物関係施設 管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置に関するこ (2) 安全管理の徹底に関するこ
燃料取扱機関	(1) 石油類、プロパンガス等の防災管理に関するこ (2) 災害時における燃料の供給に関するこ
農業協同組合 漁業協同組合	(1) 被害調査と応急対策に関するこ (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関するこ
かが森林組合	(1) 森林治水による災害予防に関するこ (2) 保安林・保安施設・地すべり防止施設の整備と管理に関するこ (3) 被害調査と応急対策に関するこ (4) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関するこ
小松商工会議所	(1) 商工業関係の被害調査に関するこ (2) 融資希望者の取りまとめ及びあっせん等の協力に関するこ (3) 災害時における物価安定についての協力に関するこ (4) 災害時の食糧、生活必需品及び復旧用資材の確保に関するこ
こまつ観光物産 ネットワーク	被害調査の協力に関するこ
旅客自動車業者	災害時の人員輸送及び避難等の輸送力の確保に関するこ
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関するこ
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びその他の緊急措置に関するこ
小松市社会福祉 協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関するこ (2) 義援金品の取り扱いに関するこ (3) ボランティア活動に関する環境整備に関するこ
日本赤十字奉仕団	災害時におけるボランティア活動に関するこ
社会福祉事業者	(1) 避難用設備等の整備及び避難訓練の実施に関するこ (2) 被災時の収容者の収容保護に関するこ
学校法人	(1) 避難用設備等の整備及び避難訓練の実施に関するこ (2) 被災時における教育対策及び被災施設の復旧に関するこ
町内会 自主防災組織 その他	(1) 防災に係わる知識の普及に関するこ (2) 災害発生時における情報の収集伝達、要配慮者の避難支援、 救出・救護、避難・誘導、初期消火等の災害応急活動に関するこ (3) 住民への防災訓練及び啓発に関するこ (4) 防災用資材の備蓄に関するこ

第3節 事前措置及び応急措置等

第1 市長の事前措置及び応急措置

市長は災害が発生又は発生するおそれがあるときは、法令に基づき次の措置を取る。

1 出動命令等（災害対策基本法第58条）

- (1) 消防機関、消防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずること。
- (2) 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めを行うこと（警察官の出動を求める場合は、小松警察署長を経て石川県警察本部長に対して行う）。

2 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を取ることを指示すること。

3 避難の指示等（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

4 その他の応急措置

- (1) 消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施（災害対策基本法第62条第1項）
- (2) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（災害対策基本法第63条）
- (3) 工作物等の使用、収用、除去、保管等（災害対策基本法第64条）
- (4) 従事命令（災害対策基本法第65条、第63条第2項その他）
- (5) 損失補償（災害対策基本法第82条第1項、第84条第1項）

第2 市の委員会及び委員等の応急措置

市の委員会又は委員、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、本地域防災計画の定めるところにより、市の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない（災害対策基本法第62条第2項）。

第4節 市域特性と過去の災害履歴等

第1 自然条件

1 地勢の概況

小松市は石川県の西南部に位置する面積約 371 km^2 の市であり、市域の地勢は、加賀山地、能美・江沼丘陵、加賀低地の三つに大別される。

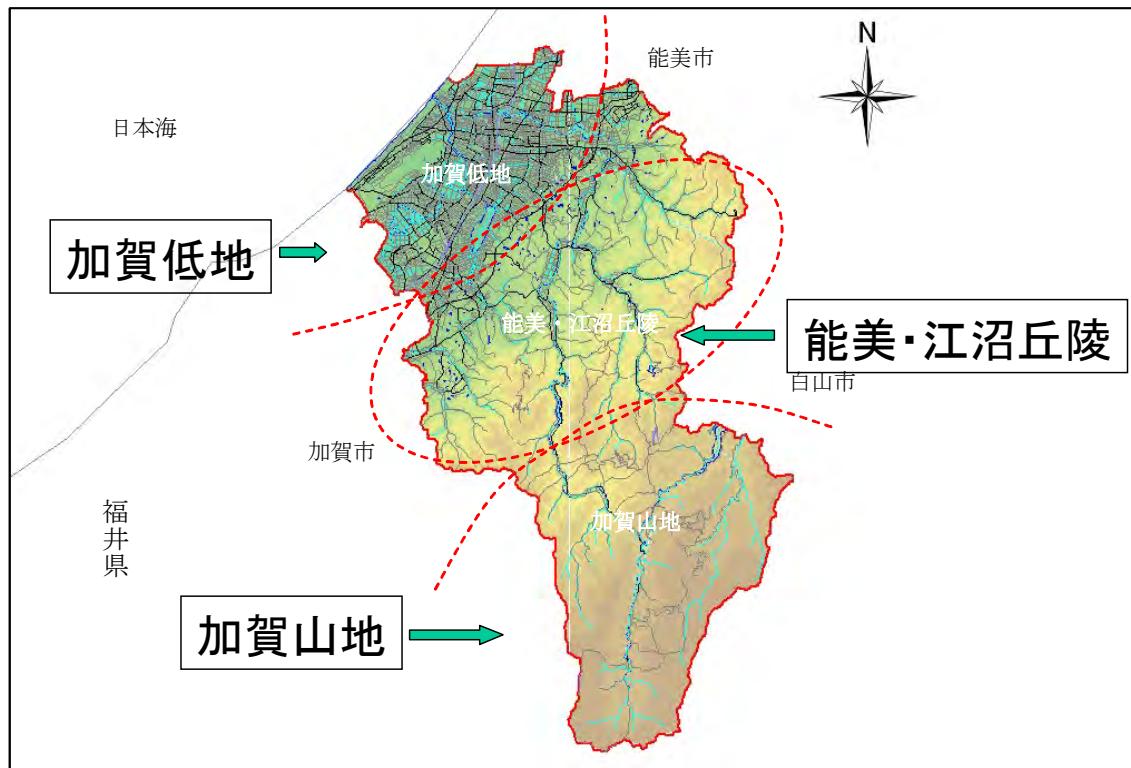
加賀山地は主として前期中新世の流紋岩質火碎岩と流紋岩質溶岩で構成され、この山地から続く標高100m以下のなだらかな丘陵地は、能美・江沼丘陵と呼ばれる丘陵地はその全域にわたって、更新世中期の砂礫を主体とする未固結堆積物によって覆われる。

また、小松市の中心街が位置する加賀低地は、手取扇状地を境に小松・江沼平野と呼ばれ、最も新しい時代に形成された地形面が分布する。

小松・江沼平野を地形的に区分すると、海岸線には北東－南西方向に発達する沿岸砂丘が分布し、日末町及びJR粟津駅周辺には地形的にやや高い段丘面が分布する。これ以外の平野部は潟埋積平野に区分され、その名残は加賀三湖（今江潟・木場潟・柴山潟）として存在していた。

しかしながら、干拓事業によってその湛水域は失われ、自然の残された県内唯一の湖沼として、木場潟のみが昔の姿を留めているにすぎない。

また、沿岸砂丘には小松空港が位置しており、砂丘地の大部分は人工的に改変されている。



※令和3年3月作成「小松市耐震改修促進計画」より抜粋

2 気象の概況

小松市における気象概況は下表に示した通りであり、1991年～2020年の30年間の平均気温は14.5°C、年間降水量は2,230.2mmで、年間を通して降水量が多い気候であるが、本県の中では温暖な気候に属している。

月	平均気温 (°C)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	備 考
1月	3.6	2.0	251.3	出典 気象庁金沢地方気象台小松市気象統計資料より抜粋 左記記録は、小松市今江町の地域気象観測所の1991～2020年（30年間）の平均値
2月	3.9	2.0	147.7	
3月	6.9	2.0	144.3	
4月	12.2	1.9	129.3	
5月	17.3	1.7	127.3	
6月	21.2	1.4	151.0	
7月	25.4	1.4	218.9	
8月	26.7	1.4	152.0	
9月	22.5	1.5	214.6	
10月	16.8	1.5	171.6	
11月	11.2	1.6	219.4	
12月	6.2	2.0	282.5	
全 年	14.5	1.7	2230.2	

第2 社会条件

1 人口及び世帯数等

小松市の人口は、令和5年1月1日現在で106,416人、世帯数は45,050世帯である。

平均世帯人員は2.4人であり、平成10年の3.4人に比較し核家族化が進んでいる。

また、市の高齢化社会の現象は下表のとおり、他の市町村と同様に着実に進行しており、平成10年における65歳以上の人口は18,552人で全人口の17.1%であったが、令和5年においては30,534人で全人口の28.7%にまで上昇している。

	人 口 (人)	65歳以上 (人)	割合 (%)
平成10年1月1日	108,793	18,552	17.1
令和5年1月1日	106,416	30,534	28.7

※住民基本台帳法の一部改正により外国人も住民票が作成されることになり、平成24年8月分から外国人の方も含まれている

2 社会経済的条件

小松市は小松空港を擁するほか、北陸自動車道、国道8号、国道305号をはじめ、都市間を結ぶ幹線道路やJR北陸本線が通過する立地条件にある。また、小松空港は国内便だけでなく、国際線も就航しており、北陸の空の玄関口としても重要な位置づけにある。

他方、小松市の産業についてみると、基幹産業である繊維工業、機械工業及び伝統的工芸品産業に特化していること、中小企業の比率が高いことが特色として挙げられるが、近年は、ハイテク、サービス産業の比率も徐々に高まりつつある。

○ 産業別就業者数（令和2年国勢調査（令和4年12月公表））

産業区分	総数	備考
農業	980人	
林業	50人	
漁業	10人	
鉱業、採石業、砂利採取業	一	
建設業	3,560人	
製造業	16,630人	
電気・ガス・熱供給・水道業	220人	
情報通信業	660人	
運輸業、郵便業	2,050人	
卸売業、小売業	7,820人	
金融業、保険業	810人	
不動産業、物品賃貸業	570人	
学術研究、専門・技術サービス業	1,340人	
宿泊業、飲酒サービス業	2,610人	
生活関連サービス業、娯楽業	1,880人	
教育・学習支援業	2,840人	
医療、福祉	6,650人	
複合サービス事業	620人	
サービス業	2,460人	他に分類されないもの
公務	2,870人	他に分類されるものを除く
分類不能産業	920人	
総就業者数	55,550人	人口に対する割合：52.3%
第1次産業	1,040人 (1.9%)	
第2次産業	20,190人 (36.3%)	
第3次産業	34,320人 (61.8%)	

第3 災害の履歴

1 一般災害

市域で発生した水害の履歴をみると、昭和40年代半ばまでは堤防決壊等による大規模水害が発生していたが、昭和46年に梯川が一級河川に指定された後は、下流域から河岸堤防の拡幅工事が計画的に行われ、また、昭和53年には赤瀬ダムが運用を開始されるなど、梯川流域の水害の軽減が図られてきた。しかしながら、都市化に伴う一部地域の内水被害のほか、近年の気候変動に伴う異常出水による梯川の増水や支流域の普通河川の氾濫が懸念されるなど、発生メカニズムが変化している。

[昭和38年以降に市域で発生した一般災害]

発生年月日	災害種	気象概況等	主な被害状況
昭和38年 1月15日 ～ 2月20日	豪雪 (38豪雪)	相次ぐ異常降雪と猛吹雪のため、交通の途絶、食糧の不足、家屋倒壊等の被害が発生した ○積雪：市街地 1.6m 山間部 4.0m	死者： 5名、重軽傷者： 20名 家屋全壊：115棟、家屋半壊：155棟 家屋損壊：885棟、公共施設倒壊：2棟 床上浸水：10世帯、床下浸水：394世帯 その他：農林水産関係の被害甚大
昭和39年 7月 8日	集中豪雨	台風5号崩れの熱帯低気圧が梅雨前線の活動を活発化させて豪雨となり、市内各河川が氾濫した ○日降水量：203.8mm	床上浸水： 3世帯、床下浸水： 249世帯 その他：鍋谷川、八丁川堤防決壊 通行不能道路 7ヶ所 田畠の冠水多数
昭和39年 7月16日	集中豪雨	豪雨のため地盤に亀裂が生じ、那谷町の通称坂山で土砂崩れが発生した	非住家被害： 1棟 土砂崩れ：1ヶ所(長さ18m、幅5.5m、高さ3.5m)
昭和40年 9月10日	台風23号	若狭湾から日本海に抜けた台風が、毎時60kmのスピードで海岸沿いに進み、小松市に接近した ○瞬間最大風速 32m	重軽傷者： 9人 家屋全壊： 14棟、家屋半壊： 5棟 家屋破損：4,213棟、公共施設被害：66棟 水稻被害： 542ha、野菜被害：90トン 果樹被害： 10ha (落果60トン)
昭和40年 9月17日	台風24号	愛知県に上陸した台風が東日本を縦断したため、激しい風雨の影響で市内の各河川が増水した	床上浸水： 44棟、床下浸水： 592棟 道路損壊： 8ヶ所 堤防決壊： 1ヶ所(長田町地内の八丁川：10m)
昭和43年 2月21日	雪崩	波佐谷町地内の通称大由山の中腹より、長さ50m、幅25mの表層雪崩が発生し30mにわたり市道に落下したため、通行中の7人が遭難	重軽傷者： 7名
昭和43年 2月27日	雪崩	中ノ峠より南700mの地点で、長さ50m、幅2.5mの深層雪崩が発生し、長さ 40mにわたり高さ3mの雪で林道が埋没した	死者： 1名
昭和43年 8月28日	台風10号	北陸地方に停滞した秋雨前線が、台風10号の影響で活発化し、市内で水害が発生した	床上浸水：200棟、床下浸水：1,101棟 水田流失：47ha、水田冠水：958ha 堤防決壊： 3ヶ所、堤防破損： 11ヶ所 公共施設：床上浸水2、床下浸水3棟 果樹(ブドウ)： 47ha、そ採： 28ha その他：バス路線の不通1ヶ所 電話不通10ヶ所(312回線)
昭和44年 8月 9日	集中豪雨	43.8mmの降水量により、山間部で被害が発生した	床下浸水： 18棟、田畠冠水： 40ha 崖崩れ： 1ヶ所
昭和45年 6月15日 ～ 6月16日	集中豪雨	梅雨前線の停滞により、梯川及び前川の堤防が決壊し、水害が発生した	田畠冠水： 388ha
昭和49年 7月 9日 ～ 7月10日	集中豪雨	集中豪雨により、市内一円で被害が発生した ○日降水量：100mm(7月9日) ○日降水量：35mm(7月10日)	床下浸水： 117棟、田畠冠水： 38ha その他：通行不能道路 1ヶ所
昭和50年 6月11日	集中豪雨	集中豪雨により、木場町地内で日用川の堤防が決壊した	床下浸水： 4棟、田畠冠水： 83ha 道路損壊： 1ヶ所、河川決壊： 9ヶ所 その他：農林水産施設被害 5ヶ所

発生年月日	災害種	気象概況等	主な被害状況
昭和51年12月27日 ～52年2月28日	大雪	異常降雪と猛吹雪のため家屋倒壊、農林水産被害等が市内一円で発生した ○積雪:111cm(2月19日)	死者: 1名, 重軽傷者: 7名 家屋被害:363棟, 公共施設被害:194ヶ所 その他: 農林水産関係の被害甚大
昭和51年8月6日 ～8月7日	集中豪雨	大雨のため、古城町を中心には浸水被害が発生した ○日降水量: 63mm(8月6日)	床上浸水: 110棟, 非住家浸水: 5棟 稻の倒伏: 3ha, 農道破損: 2ヶ所 崖崩れ: 1ヶ所
昭和54年8月21日 ～8月22日	集中豪雨	集中豪雨のため、市内一円で被害が発生した ○日降水量: 175mm(8月21日) ○日降水量: 105mm(8月22日)	重傷者: 1名, 崖崩れ: 12ヶ所 床上浸水: 3棟, 床下浸水: 86棟 田畠浸水: 331ha, 田畠冠水: 130ha 道路損壊: 6ヶ所, 河川決壊: 1ヶ所
昭和54年9月4日	台風12号	台風12号の影響で、市内一円に被害が発生した ○最大風速: 13m	軽傷者: 1名, 家屋被害: 1,000棟 その他: 農家被害甚大
昭和56年1月13日 ～2月23日	大雪 (56豪雪)	異常降雪のため、市内一円に被害が発生し、自衛隊が動員された ○積雪: 市街地101cm(1/15) 山間部460cm(大杉地区)	死者: 2名, 重軽傷者: 3名 家屋全壊: 3棟, 家屋半壊: 2棟 一部損壊: 67棟, 非住家全壊: 32棟 非住家半壊: 14棟, 非住家損壊: 39棟 公共建物被害: 10棟
昭和56年7月2日	集中豪雨	集中豪雨のため、栗津温泉を中心には被害が発生した	床上浸水: 31棟, 床下浸水: 99棟 田畠冠水: 545ha, 道路損壊: 13ヶ所 河川決壊: 3ヶ所
昭和57年8月1日 ～8月2日	台風10号	台風10号の影響で、市内一円に被害が発生した	重傷者: 1名, 田畠冠水: 848ha
昭和58年9月22日	集中豪雨	9月21～22日にかけての集中豪雨のため栗津川が氾濫し、栗津地区を中心に被害が発生した	床上浸水: 120棟, 床下浸水: 64棟 道路損壊: 6ヶ所, 河川決壊: 8ヶ所
昭和58年9月28日	台風10号	台風10号の影響で大雨となり、市内一円で被害が発生した ○日降水量: 136mm	床上浸水: 38棟, 床下浸水: 69棟
昭和59年2月3日	大雪	異常降雪のため、市内一円に被害が発生した ○積雪: 43cm	重傷者: 1名, 軽傷者: 3名 非住家被害: 12棟
昭和59年6月26日	集中豪雨	集中豪雨のため、栗津川及び梯川が氾濫し、市内全域に被害が発生した ○日降水量: 120mm	床上浸水: 22棟, 床下浸水: 151棟 非住家被害: 11棟, 道路損壊: 20ヶ所 河川決壊: 6ヶ所
昭和60年12月18日 ～61年3月4日	大雪	異常降雪のため、市内一円に被害が発生した ○積雪: 85cm(12月18日)	死者: 1名, 重軽傷者: 8名
平成元年9月6日	集中豪雨	秋雨前線の影響で二ツ梨町を中心には被害が生じた ○日降水量: 109mm	床上浸水: 4棟, 床下浸水: 9棟 田畠浸水: 310ha, 田畠冠水: 106ha 道路冠水: 8ヶ所, 土砂流出: 3ヶ所
平成3年9月27日 ～9月28日	台風19号	台風19号の影響で、市内一円で被害が発生した	軽傷者: 1名, 家屋被害: 300棟 その他: 農作物に被害大
平成5年7月12日	集中豪雨	集中豪雨のため、符津町で浸水被害、尾小屋・滝ヶ原町で道路被害が生じた ○日降水量: 65mm(7月12日)	床下浸水: 1棟, 非住家浸水: 1棟 その他: 道路、農業被害有り
平成5年9月4日 ～9月28日	台風13号	瞬間最大風速32m/sを記録する強風により、市内一円で被害が生じた	住宅一部損壊 農業被害甚大

発生年月日	災害種	気象概況等	主な被害状況
平成8年 6月24日 ～ 6月26日	集中豪雨	梅雨前線の発達に伴う集中豪雨により、市内一円で被害が続出した ○日降水量:175mm	床下浸水: 14棟, 非住家浸水: 6棟 その他:道路被害 農業被害甚大 主な被害地区:安宅, 下牧, 漆, 沖, 白江, 八幡, 今江, 立明寺
平成9年 1月 2日	事故	ロシアタンカー「ナホトカ号」の沈没事故により、1月18日に、流出重油が安宅海岸へ初漂着した	漂着回数:14回, 回收回数:16回 作業人数:4471人 (延べ人数) 回収量:18.6m ³ (ドラム缶93本) 1月23日災害対策本部切替
平成9年 7月12日 ～ 7月17日	集中豪雨	集中豪雨のため、市内一円で浸水被害発生した ○日降水量:89mm (7月12日)	床下浸水: 2棟, 非住家浸水: 5棟 その他:道路冠水 主な被害地区:下牧, 吉竹, 須天, 向折本, 立明寺
平成9年10月 8日	突風	木場潟から木場町に向けて突風が通過し、建物被害が発生した	非住家一部損壊: 2棟 公共建物被害: 1棟 (松東中学)
平成10年 9月22日	台風7号	台風による大雨で住家の浸水被害等が発生した	床上浸水: 7戸 床下浸水: 54戸
平成13年 1月13日 ～17日	大雪	異常降雪のため、市内一円に被害が発生した ○積雪:81cm (1月16日)	雪害対策本部設置 重軽傷者: 9名 住家被害: 1棟
平成16年 9月 7日	台風18号	台風による強風により建物被害、重軽傷2人発生	屋根の破損×1 重傷(骨折)、軽傷(切創)各1人
平成16年10月20日	台風23号	台風による大雨により建物一部損壊等が発生	災害対策本部設置 (埴田水位4.67m) 避難勧告:2248世帯
平成18年 7月15日 ～19日	梅雨前線 大雨	大雨により水位上昇、床下浸水 (30戸) 等の被害	災害対策本部設置 (埴田水位4.91m) 避難準備情報発表
平成25年 7月29日 ～30日	梅雨前線 大雨	梅雨前線の影響により、加賀地方を中心に大雨となる統計開始以来最大の降水量を記録した ○日降水量 199.5 mm (7月29日) ○時間最大降水量 46.5 mm (7月29日)	災害対策本部設置 自衛隊派遣要請 埴田水位最大 5.23m 避難指示:21町、4,484世帯 避難勧告: 5町、1,494世帯 (被害状況) 床上浸水: 1棟、床下浸水:25棟 非住家被害:76棟 土砂崩れ:15箇所 農業施設:56箇所 林道:54路線 上下水道: 2箇所
平成29年 8月 7日 ～ 9日	台風5号	台風による大雨で道路路肩や護岸が一部損壊した	災害対策本部設置 埴田水位最大4.56m 避難勧告:21町、4,741世帯 (被害状況) 道路被害: 2箇所 河川護岸崩れ: 1箇所 その他倒木等
平成30年 1月11日 ～ 2月 8日	大雪	異常降雪のため、市内一円に被害が発生した ○積雪:107cm (2月4日 南加賀土木)	重軽傷者 :11名 住家全壊 : 1棟、一部損壊:1棟 非住家全壊: 4棟、半壊 :1棟 一部損壊 : 1棟 倒木、ビニールハウス倒壊等

発生年月日	災害種	気象概況等	主な被害状況
令和4年 8月 4日	大雨	前線の発達による大雨のため、市内一円に被害が発生した	重傷者：2名、軽傷者：6名 住家全壊：3棟、半壊：149棟、一部破損：6棟 床上浸水：100棟、床下浸水：988棟 非住家被害：7棟

※昭和47年以降の気象記録は、小松地域気象観測所の記録による

なお、一般災害履歴のうち、過去の豪雪による被害記録については、一般災害対策編第2章第25節「雪害対策」に詳細を記載

2 地震災害

[小松市に影響を与えたと考えられる地震]

年月日	震央地名 [地震名]	規模 (M)	震度等	被害状況等
1725年5月7日 (享保10.5.7)	加賀小松	6.0	不明	城の石垣・蔵等、少々破損1日に地震69回、金沢で同日4～5回の地震あり
1815年3月1日 (文化12.1.21)	加賀小松	6.2	金沢で強震	小松城破損が多く、金沢で強震であった
1858年4月9日 (安政5.2.26)	越中・飛騨北部 [飛越地震]	7.0 ～ 7.1	石川県南部:震度4～5	飛騨北部と越中で被害大 ○大聖寺:潰家148、家大破370 ○金沢:潰・半壊114
1891年10月28日 (明治24年)	岐阜県西部 [濃尾地震]	8.0	石川県:震度3～4	わが国の内陸地震として最大のもの仙台以南の全国で地震を感じ、水鳥断層生じる(高さ6m) ○加賀:家屋全壊25、半壊80
1930年10月17日 (昭和5年)	大聖寺付近 [大聖寺地震]	5.3 ～ 6.3	金沢:震度3	大聖寺・吉崎・小松付近で煙突の破損、落壁、石灯籠及び墓石の転倒あり、佐美山で150mにわたり崖が崩れ、小松で噴水
1948年6月28日 (昭和23年)	福井平野 [福井地震]	7.1	金沢:震度4	福井平野の被害が大きく、地震後に大火災が生じた ○小松市:死者2、負傷者1 全壊3、半壊6
1952年3月7日 (昭和27年)	大聖寺沖 [大聖寺沖地震]	5.3 ～ 6.3	金沢:震度3	片山津・大聖寺・金津付近で震度5北潟・塩屋村等で壁の剥落山崩れ、道路亀裂を生じる
1961年8月19日 (昭和36年)	石徹白付近 [北美濃地震]	7.0	金沢:震度3	石川県内は白山方面で被害大 石川県の被害は死者4、負傷者7、家屋半壊1、非住家被害3
1993年2月7日 (平成5年)	能登半島北方沖 [能登半島沖地震]	6.6	金沢:震度4	珠洲市を中心に被害が発生 ○小松市:被害なし
1995年1月17日 (平成7年)	兵庫県南東沿岸 [兵庫県南部地震]	7.2	金沢:震度3	震度7が初めて確認され、神戸市を中心に戦車県の被害甚大 ○小松市:被害なし
1996年2月7日 (平成8年)	福井県嶺北	5.0	加賀:震度4 金沢:震度2	○小松市:被害なし
1997年12月19日 (平成9年)	石川県西方沖	4.6	小松:震度3 加賀:震度4	○小松市:被害なし
2000年6月7日 (平成12年)	石川県西方沖	6.2	金沢:震度3 小松:震度5弱	○小松市で大きな被害なし
2002年11月17日 (平成14年)	石川県加賀地方	4.7	金沢:震度2 小松:震度2	白山ろくで震度4を観測、道路や給水管破損等の被害が発生 ○小松市:被害なし
2007年3月25日 (平成19年)	石川県能登半島沖 [能登半島地震]	6.9	小松:震度4 輪島市:震度6強	輪島市等で震度6強を観測したほか、広い範囲で震度5弱以上を観測 ○小松市:非住家被害2
2011年3月11日 (平成23年)	三陸沖 [東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)]	9.0	小松:震度2	三陸沖を震源とする地震が発生し、最大震度7を観測地震と津波により、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害と原発事故をもたらした ○小松市:被害なし

年 月 日	震央地名 [地震名]	規 模 (M)	震 度 等	被 害 状 況 等
2018年6月18日 (平成30年)	大阪府北部	6. 1	加賀:震度3 小松:震度2	大阪府北部を震源とする地震が発生し、大阪市北区などで最大震度6弱を観測した ○小松市:被害なし
2022年6月19日 (令和4年)	石川県能登地方	5. 4	金沢:震度2 小松:震度2 珠洲市:震度6弱	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、珠洲市で最大震度6弱を観測した ○小松市:被害なし
2023年5月5日 (令和5年)	石川県能登地方	6. 5	金沢:震度4 小松:震度4 珠洲市:震度6強	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、珠洲市で最大震度6強を観測した ○小松市:被害なし

※平成8年10月1日から「気象庁震度階級」が変わり、市内に震度観測所が開設されている

第4 地震被害の想定による市域の危険性

1 市域で想定される地震

(1) 市域で大きな災害をもたらすと想定される地震の種類には、地表近くの活断層のずれによる地震（活断層型地震）、プレート境界で起きる地震（海溝型地震）、プレートの内部破壊による地震等いくつかのタイプがあり、このうち本市で発生する可能性が高いのは活断層型地震である。

本市周辺での想定地震の震源位置は次に示すとおりであるが、このうちもっとも発生確率が高く、予想される被害が最大となるのは、加賀平野の地震（森本断層と富樫断層を含む延長線に、想定震源断層を設定）によるものとされている。

（冬季の夕刻に発生した場合を想定して、県内各地の地盤の揺れの大きさや液状化危険度及び各種の被害、影響を予測）

想定地震の震源断層の位置



断層面が地表に対して垂直な場合（大聖寺の地震・加賀平野の地震）では、断層の位置は線上になっている。

邑知潟の地震、能登半島北方沖地震の断層面は北西に向かって下がっている。

(2) 各地震の被害想定震源断層の諸元と地震の評価

ア 各地震の被害想定震源断層の諸元

区分	長さ	幅	傾き	マグニチュード (M)	想定震源域付近の過去の地震
大聖寺の地震	40km	20km	鉛直	7.0	1640年(寛永17年) 加賀大聖寺 (M6.1/4~63/4) 4) 1930年(昭和5年) 大聖寺付近 (M5.3~M6.3) 1948年(昭和23年) 福井地震 (M7.1) 1952年(昭和27年) 大聖寺沖地震 (M6.5)
加賀平野の地震	40km	20km	鉛直	7.0	1725年(享保10年) 加賀小松 (M6.0) 1799年(寛政11年) 金沢地震 (M6.0) 1815年(文化12年) 福井地震 (M6.0)
呂知潟の地震	40km	20km	40度	7.0	1892年(明治25年) 志賀町、富来町 (M6.3、M6.4) 1933年(昭和8年) 中島町 (M6.0)
能登半島北方沖の地震	50km	16km	60度	7.0	1729年(享保14年) 輪島 (M6.6~7.0) 1896年(明治29年) 珠洲 (M5.7) 1993年(平成5年) 能登半島沖地震 (M6.6)

イ 地震の評価

区分	災害の概況	救命消防期			生活支援期の問題点	地域間の灾害応援
		被災中心域	被災地周辺域	注意地域		
大聖寺の地震	・加賀市を中心とし、加賀南部地域付近に影響を及ぼす局所的災害	・加賀市	・小松市、能美市、白山市		・加賀市小松市で避難が問題となり、生活支障は加賀市南部地域のみならず加賀平野北部にまで広がる	・地震後早い時期から金沢市方面の周辺市町により行われる必要がある
加賀平野の地震	・加賀平野に広く影響を及ぼす広域災害である ・特に、河北、金沢、加賀南部の各地域に大きな影響を及ぼし、隣接する加賀北部地域に波及する ・能登中部地域の一部でも注意を要する	[金沢市・河北地域] ・金沢市、かほく市、津幡町 [加賀南部地域] ・小松市、能美市、白山市	[金沢市・河北地域] ・内灘町、かほく市 [加賀南部地域] ・能美市、加賀市	・白山市、野々市市、川北町、中能登町	・邑知潟より北側の地域と白山山麓を除いて避難や生活支障が問題となる特に避難は重い課題となる	・この地震は広域にわたって甚大な災害をもたらすので、全国規模の災害応援が必要となる

区分	災害の概況	救命消火期			生活支援期の問題点	地域間の災害応援
		被災中心域	被災地周辺域	注意地域		
邑知潟の地震	・邑知潟を中心とし、能登中部地域と周辺地域の一部に大きな影響を及ぼす灾害	・七尾市、羽咋市、宝達志水町、中能登町	・輪島市、七尾市、穴水町、能登町、津幡町、かほく市、志賀町	・珠洲市、能登町、内灘町、金沢市	<ul style="list-style-type: none"> 能登中部地域で避難が大きな問題となり、河北地域の大半と能登北部地域の一部にも問題が波及する 生活支障は能登中部地域から周辺地域に広がるが、河北地域で重いことが注目される 	<ul style="list-style-type: none"> 地震後早い時期から金沢市、小松市方面の市町等により行われる必要がある
能登半島北方沖の地震	・ごく局地的な災害で、災害度は低い	・輪島市、珠洲市	・能登町、穴水町		<ul style="list-style-type: none"> 能登北部地域の一部と能登中部地域の一部で避難が問題となる 生活支障は能登半島から金沢市まで広がる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震後早い時期から金沢市方面の市町等により行われる必要がある

2 地震による被害想定

(1) 市域に最大の被害をもたらすと予想される加賀平野の地震による震度及び液状化の予測

震源の条件	森本－富樫断層を含む延長線を想定する内陸直下型地震
地震の規模	マグニチュード 7.0
震度の予測	平野部において震度 6 弱～6 強が予測される
液状化の危険度	平野部で液状化危険度が高く予測される

(2) 想定地震の最大震度に基づく被害予測

区分	建物全壊		炎上出 火件数	延焼 棟数	死者 数	負傷 者数	要救出 者数	避難 者数	上水道配水管	
	棟	率(%)							被害箇所	被害箇所(km)
大聖寺	388	0.8	10	0	11	427	263	2,692	1,792	2.6
加賀平野	2,935	6.3	81	1,113	404	1,014	835	19,601	2,863	4.2
邑知潟	1	0.0	0	0	8	34	0	240	189	0.3
能登半島北方沖	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

※「全壊」には倒壊建物を含む

3 津波による被害想定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、石川県は平成28年度に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

このうち、小松市に関する津波浸水想定は、下記のとおりである。

小松市の 浸水面積	住居地域	0.01km ²	小松市の 最大津波	最大津波高	3.4m
	非住居地域	3.56km ²		最大津波到達時間	33分
	計	3.57km ²		影響開始時間*	20分

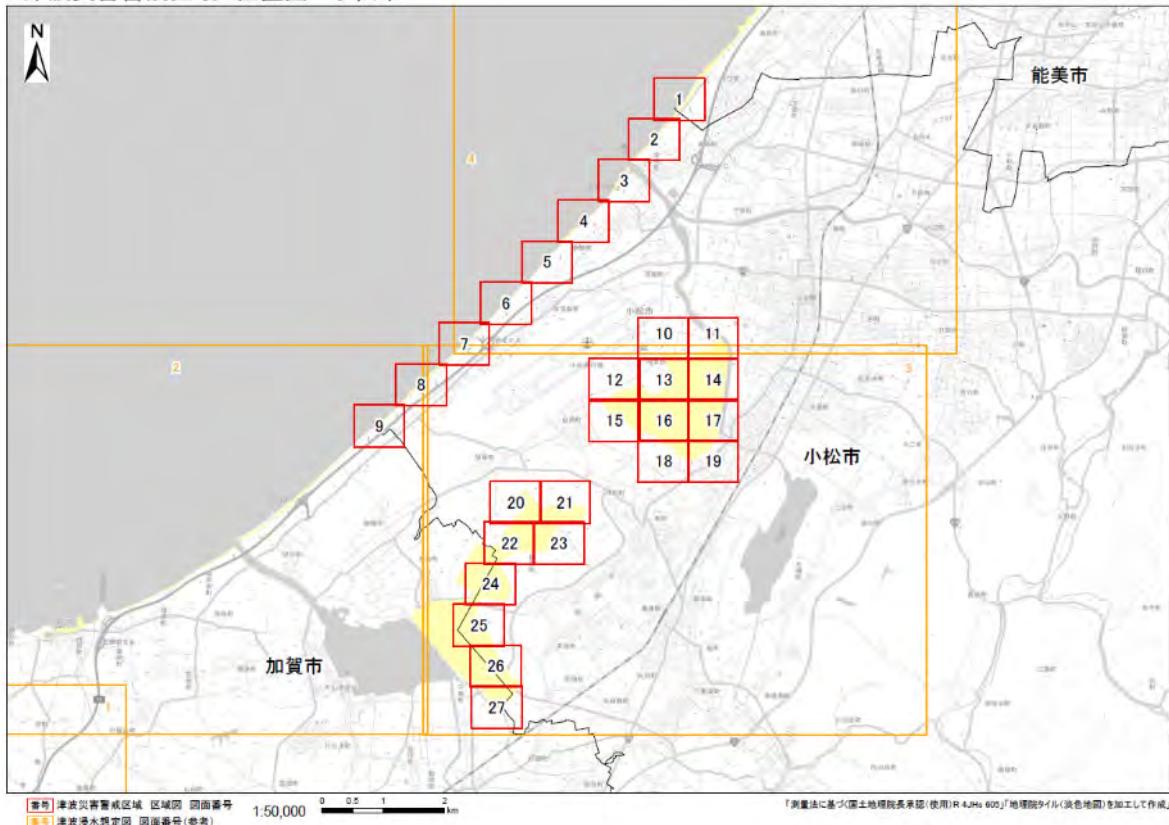
*影響開始時間は、海岸付近の海域で20cmの海面変動が生じるまでの最短の時間をいう

また、石川県は津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づき、令和5年3月に津波災害警戒区域を指定した。

このうち、小松市の津波災害警戒区域の指定区域は次のとおりである。

津波災害警戒区域の指定区域

津波災害警戒区域 位置図 小松市



第5節 防災ビジョン

第1 防災ビジョンの理念

市民の生命及び財産を災害の危険性から守るため、中長期的・総合的な視点の下に、地域防災計画の基本理念を「**災害に強い安全なまちづくり**」とする。

災害に強い安全なまちづくりとは、「市、防災関係機関、事業者及び市民が協力・連携しながら、防災対策におけるハード（構造的対策）とソフト（非構造的対策）を一体化したまちづくりを推進する」ことであり、次の3点を計画の基本指針とする。

計画の基本指針

- 1 災害に強い安全なまちづくりのための多面的な防災施策の推進
- 2 国、県、市、市民、関係機関等が一体となった防災体制の構築及び自助・共助・公助の3段階の有機的活動
- 3 実践的な応急対策計画の策定

第2 防災ビジョンの基本目標

防災ビジョンの基本理念である「**災害に強い安全なまちづくり**」を達成するため、小松市の地域特性、防災体制の現状及び今後の社会環境等の変化の動向を踏まえ、達成すべき具体的な基本目標を次のとおりとする。

基 本 目 標

- 1 災害に係る情報伝達体制及び通信体制の整備
- 2 避難路の整備及び避難所の環境整備
- 3 物資集配拠点、大規模避難所等の避難・救援拠点の整備
- 4 延焼防止施策その他、減災施策の推進による災害に強い都市空間の整備・強化
- 5 ライフライン施設の災害対応力の整備・強化
- 6 要配慮者施策の推進
- 7 実践的、効果的な防災訓練体制の整備
- 8 防災ボランティア受け入れ体制の整備
- 9 防災関係機関、事業者等との連携の強化
- 10 応急危険度判定士等、応援・復旧活動対策に係る人材の養成
- 11 市域の特性に即した救援・救護対策の確立
- 12 生活安定のための措置と実施手順の明確化
- 13 自主防災組織の結成・育成施策の推進
- 14 恒常的な啓発努力による市民・住民の防災意識の高揚

第3 防災施策を推進する上での重視事項

1 災害に係る情報伝達体制及び通信体制の整備

防災行政無線のデジタル化の機会を捉え、総合的な情報通信体制、指揮通信体制を確保する。

なお、この際、国民保護措置に係る情報伝達体制整備との吻合を図る。

2 避難路の整備及び避難所の環境整備

高齢化社会への対応措置として住宅密集地（特に市街地）の道路の全てが災害時に避難路として使用されることを念頭に、融雪装置の設置、公園・緑地の整備及びバリアフリー化施策等を積極的に推進するほか、避難所の各種機能の充実を図る。

3 物資集配拠点、大規模避難所等の避難・救援拠点の整備

（1）小松市の市域における避難・救援拠点として次の4箇所を定め、災害対応に係る各種機能の充実を図る。

東部地区避難・救援拠点	道の駅こまつ木場潟及び周辺区域
西部地区避難・救援拠点	西南体育館、小松加賀斎場及び周辺区域
南部地区避難・救援拠点	こまつドーム及び周辺区域
北部地区避難・救援拠点	小松市民センター及び周辺区域

（2）避難・救援拠点の持つべき機能

物資集配拠点機能	ア 周辺に流通基幹道路が存在すること イ 当該拠点にアクセスする道路が整備されていること ウ 臨時ヘリポートを備えていること
大規模避難所としての運用機能	ア 屋内居住スペースのほか、屋外にも十分な広さがあること イ 飲料水、電気、ガス、トイレ設備等が緊急用として確保できること

4 延焼防止施策その他減災施策の推進による災害に強い都市空間の整備・強化

（1）全市的視野を持った基本都市計画に防災の視点を反映させる。

（2）計画的な公園・緑地の整備等、各種事業計画に防災施策を反映させ、“安全なまちづくり”的効果的な実現を図る。

（3）別途作成する「小松市耐震改修促進計画」に基づき、各種建物の耐震改修施策を効果的に推進する。

5 ライフライン施設の災害対応力の整備・強化

災害に強い安全なまちづくりの観点から、市の管理する上下水道等の災害時の重要な設備については、地震に強い素材への換装や下水道マンホールを災害時の簡易トイレとして活用するなど、創意工夫を図る施策を積極的に推進する。

6 要配慮者施策の推進

避難行動要支援者名簿及び自主防災組織の活用、避難路及び避難所等のバリアフリー化、住宅密集地内の融雪装置事業等、要配慮者に係るあらゆる施策を積極的に推進する。

7 外国人への対応

在日、訪日外国人の円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

8 実践的、効果的な防災訓練体制の整備

- (1) 防災関係機関、自主防災組織との連携強化をねらいとした、組織的な総合防災訓練の実施を図る。
- (2) 職員（消防職員を除く）の訓練、とりわけ災害時、個々の任務を基礎とした適切な状況判断能力の向上が急務ととらえ、創意工夫により訓練要領の見直しを図り、災害時に真にその成果が発揮できるような訓練体制の確立を図る。

9 防災ボランティア受け入れ体制の確立

大規模災害が発生した場合、各種ボランティア団体との連携の重要性は極めて大きくなつておき、小松市社会福祉協議会等の関係機関、各種災害ボランティア団体等との連携体制の整備を図るなど、防災ボランティア受け入れ体制を整備する。

10 防災関係機関、事業者等との連携の強化

- (1) 災害対策基本法に基づく各種申請、要請要領等の手順・手続きの整備を図る。
- (2) 関係機関、担当部署の連絡先の確実な把握を行う。
- (3) 衛星電話その他緊急通信網を活用した訓練を推進する。

11 応急危険度判定士等、応援、復旧活動対策に係る人材の養成

地震災害の場合の建物応急判定、避難所生活者へのメンタルサポート、罹災証明書発行等、大規模災害が発生した場合に各分野で中心となって活動できる人材を計画的に育成する。

12 市域の特性に即した救援・救護対策の確立

- (1) 被害程度に基づく国・県への応援要請や県を通じた自衛隊への派遣要請のルール化を図る。
- (2) 地域の特性を把握し、災害危険箇所を探る。
- (3) 観光客（栗津温泉等の観光地、小松空港・小松駅等の交通機関）への配慮。

13 生活安定のための措置と実施手順の明確化

- (1) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）及び同施行令（平成10年政令第361号）に基づくほか、被災者・被災企業に対する再建の支援体制の確立を図る。
- (2) 被災地では、住民の意向を尊重しつつ、迅速で円滑な復旧事業の推進に努める。

14 自主防災組織育成施策の推進

自助、共助の段階における活動主体は自主防災組織であるとの共通認識の下、その育成に当たっては、自主防災組織独自で訓練計画の立案、実施、事後評価のサイクルができるよう着意するほか、しみん防災館の効果的な活用を図る。

15 恒常的な啓発努力による市民・住民の防災意識の高揚

自助、共助の段階においては市民一人ひとりの正しい知識に基づく冷静な行動が極めて重要なことから、全市民及び住民の防災意識を総合的に向上させる努力を継続して行う。